

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、知的障害特別支援学校と表記）の小学部の各教科は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の6教科で構成されています。小学部の生活科は、児童が生活に必要な基本的な知識や技能及び態度を、生活経験を積み重ねて着実に身に付けていくことを目標としています。基本的な生活習慣の確立に関すること、遊び、役割、手伝い、きまりなどを含む生活に関することを学習の対象とし、自立への基礎を体系的に学べるように、内容を構成した教科です。また小学部の教科には、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、児童の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気付いたりすることができるように、それぞれの教科の内容を生活科に包含しています。

中学部の各教科については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の8教科に外国語を加えることができます。外国語は、生徒や学校の実態を考慮し、各学校の判断により必要に応じて設けることができる教科です。

知的障害特別支援学校の各教科は学年ではなく、段階別（小学部3段階、中学部2段階）に内容が示されています。その理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して各教科の内容を精選し、効果的な指導ができるようにされています。

各教科等を合わせて指導を行う場合

学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」と定められています。

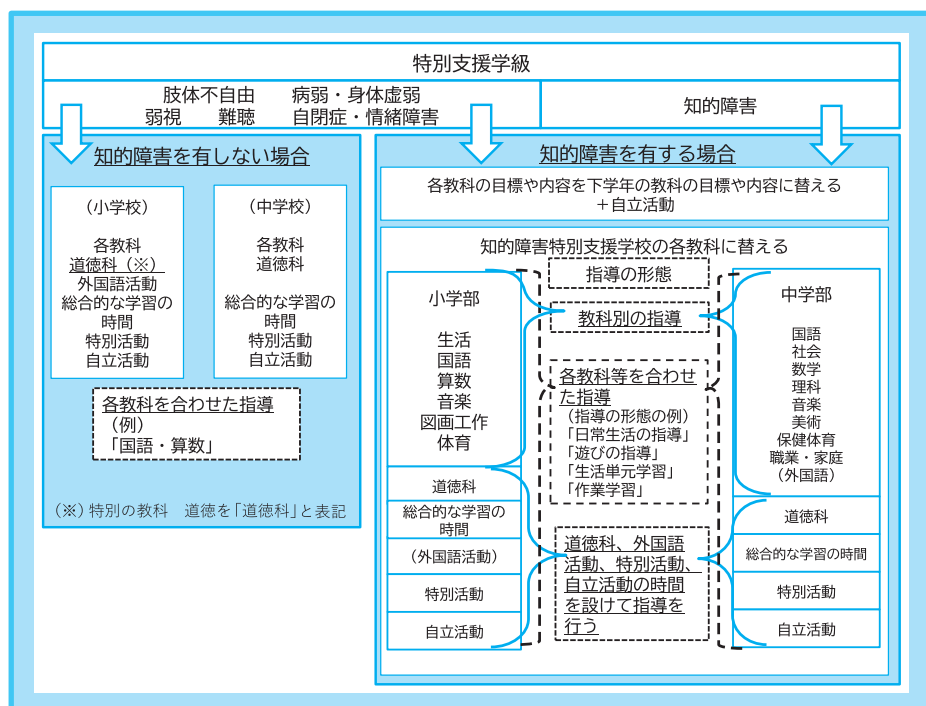


図3 特別支援学級における特別な教育課程の編成

特別支援学級に在籍している児童生徒で、知的障害を有する場合、各教科等を合わせて指導を行うことができます。

指導の形態について

知的障害特別支援学校では、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などの各教科等を合わせた指導が実践されています。

日常生活の指導	遊びの指導
<p>日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。</p>	<p>遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。</p>
生活単元学習	作業学習
<p>児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することにより、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。この指導では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。</p>	<p>作業学習を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。中学部の職業・家庭科が中心となるほか、高等部の職業科、家庭科及び情報科や、主として専門学科において開設された各教科を中心とした学習へとつながります。作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客など多種多様です。</p>

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」参照

図4 知的障害者特別支援学校の各教科等を合わせた指導の例

指導内容の設定と授業時数の配当

各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した授業時数を配当するようにすることが大切です。

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を、教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

特別支援学校学習指導要領解説総則編、各教科等編を参考にしてください。

全教科に共通する内容の取扱いは、小学部は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の第2（中学部は第2章第2節第2款の第2）「指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」に示されています。また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款第1及び第2章第2節第2款第1に示した各教科においても、指導計画の作成と内容の取扱いについて、新たに示され、各教科における指導計画の作成に当たって配慮する事項と内容の取扱い上配慮する事項が示されました。

各教科の配慮事項に留意しながら、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、育成を目指す資質・能力が育まれるように指導計画を作成していくことが必要です。



(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画

小学校（中学校）学習指導要領第1章総則（第4の2の（1）のエ）

エ 障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する二つの計画の作成と活用について明記され、全員について作成することとなりました。

また、通常の学級においては障害のある児童生徒などが在籍しています。このため、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとなりました。

ア 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、「学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要」であるとの視点に立ち、「家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画」（文部科学省、2018）のことです。作成に当たっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成することが必要です。また、合理的配慮の内容についても明記し、個別の指導計画にも活用されることが望ましいとされています。

合理的配慮とは

障害のある児童生徒が、他の児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。障害のある児童生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。学校設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。



「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）参照

合理的配慮についての実践事例については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）を参照してください。<http://inclusive.nise.go.jp/>

個別の教育支援計画の活用にあたっての留意点は、以下のようなものが示されています。

- 就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定する。
- 進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝える。
- 就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かす。
- 多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の取扱いと保護に十分留意する。

「小学校学習指導要領解説 総則編」「中学校学習指導要領解説 総則編」参照

切れ目ない支援のために

奈良県においては、高等学校の入学予定者のうち、学校生活において特に配慮を要する生徒について、入学前に知らせることが適切であると中学校長が判断する情報があれば報告し、後日、学校間で情報共有を行い、保護者の同意を得られる場合は、個別の教育支援計画や個別の指導計画の写しを添付することも可能であると通知を行っています。



「令和2年度奈良県公立高等学校及び県立高等養護学校の入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断等の提出について（通知）」（令和2年1月 教学第1241号）参照

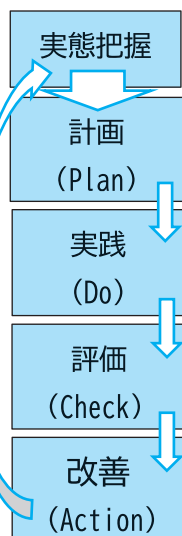
イ 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものです。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用について

これらの計画は作成することが目的ではありません。あくまで児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、実践、評価、改善を繰り返す、活用することが重要です。

個別の指導計画に基づく指導は計画－実践－評価－改善のサイクルが大切です。



- 児童生徒の実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出する。
- これまでの学習の状況や将来の可能性を見通しながら、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導目標（ねらい）を設定する。
- 具体的な指導内容を検討して計画を作成する。
- 作成された個別の指導計画に基づいた実践の過程においては、常に児童生徒の学習状況を評価し指導の改善を図る。
- 評価を踏まえて見直された計画により、児童生徒にとってより適切な指導が展開される（評価を通して指導の改善）。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参照

ウ 実態把握

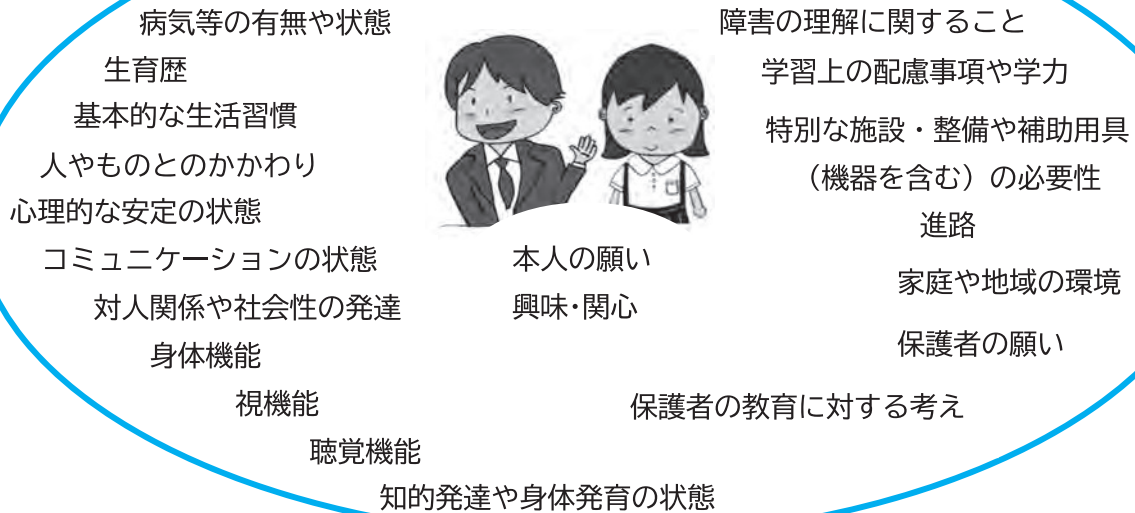
教育課程の編成に当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階並びに学校や地域の実態を的確に把握することが大切です。実態把握とは、「様々な角度から子供に関する情報を収集し、その結果を総合的に整理・解釈していく過程」（国立特別支援教育総合研究所、2009）であり、児童生徒の主たる問題は何であるか、児童生徒や保護者はどのようなニーズをもっているのかを知り、そして問題の背景にはどのような要因が考えられるかを多角的に探ることが大切です。

実態把握においては、児童生徒問題として表面に表れているものだけでなく、背景となる要因を探ることが最も重要です。



教育支援委員会など関係機関からの引継ぎや、前年度からの引継ぎ等を活用しましょう。

実態把握で収集する情報



「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」参考

実態把握の際の留意点は以下のようなものが示されています。

- 困難なことのみを観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握する。
- 把握の方法として観察法、面接法、検査法等の直接的な把握方法があり、それぞれの特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いる。
- 保護者から話を聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接する。また、情報を不必要に繰り返し尋ねることなどがないよう、十分留意する。
- 教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報や、児童生徒が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集することも重要である。
- その時点で把握できた実態や収集できた情報に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、実態把握を更に深化させ、個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応が大切である。
- 個人情報の保護の観点から、その情報の適切な管理について十分留意する。

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」

「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）参照